

【りそなマーチャントバンクアジア】

「シンガポールにおける外国人労働者の雇用規制の更なる強化について」

2013年1月に発表した人口白書において、シンガポール政府はシンガポール国民および永住権(PR)保持者を中心とする労働力基盤の確立を目指して「Strong Singapore Core」の指針を打ち出している。その中で将来的には、シンガポール国内全労働人口の3分の2がシンガポール国民およびPR保持者労働者により構成されることを目標に掲げている。白書発表以降、シンガポール国民中心の雇用促進策に舵取りを変更し、かつ政策の強化を徐々に進めている。

上記方針の下、3月5日、リム・スイセイ人材開発相は、国会の2018年度人材省予算審議で、幹部・専門職向けの「エンプロイメント・パス(EP)」の官営の求人求職サイト「ジョブズ・バンク」への求人掲載義務の対象を拡大することを発表した。求人広告掲載とは、企業がEPで外国人を採用しようとする場合、その前に最低14日間、ジョブズ・バンクに求人広告を掲載し、シンガポール国民およびPR保持者が応募できる機会を提供することが義務付けられている。ただし、これまでは以下のいずれかの場合にはジョブズ・バンクへの求人広告掲載は免除されていた。

- ✓ EP スポンサー企業の従業員総数が25人以下の場合
- ✓ EP申請者の月額固定給与がS\$12,000(約96万円)以上である場合
- ✓ 企業グループ内での専門職または管理職異動・転勤の場合
- ✓ 1ヵ月以内の短期就労の場合

上記免除要件について、今年7月1日からは、従業員数10人以下を雇用している企業、EP申請者の月額固定給与S\$15,000(約120万円)以上と規制強化した。

さらに、中技能外国人向け就労許可「Sパス」取得に当たり、2019年1月からSパスの取得に必要な最低給与額を、現在の月額S\$2,200(約17.6万円)からS\$2,300(約18.4万円)に変更。2020年1月にはさらにS\$2,400(約19.2万円)まで引き上げる。

【参考】主な就労許可書の種類

	EP (エンプロイメントパス)	S Pass (Sパス)	WP (ワーキングパーミット)
対象	・管理・専門職 ・大学以上の学歴もしくは特殊スキルを持っていること	・一般職、技能職、作業職 ・専門学校、短期大学もしくはそれらと同等かそれ以上の学歴	・工場作業員、建設現場労働者、メイドなど ・業務内容により国籍制限あり(日本人対象外)
最低月額固定給与	S\$3,600	S\$2,200	給与額は審査対象外
2019年1月から		S\$2,300	
2020年1月から		S\$2,400	
外国人労働者税		月額 S\$330～S\$650	月額 S\$300～S\$950
配偶者ビザの申請条件	月給が S\$6,000 以上であること		不可
配偶者ビザの対象者	配偶者、21歳以下未婚の子供		-

【参考】月額固定給与とは

月額固定給与＝基本給与＋固定手当。固定手当とは、例えば、食事手当や住宅手当などが月によって変動しない定額の手当。月額固定給与に含まないものは、(1)調整手当、(2)残業、賞与、歩合手数料もしくは13ヵ月目の給与(AWS)、(3)現物給付、(4)立替払いの払い戻し請求、(5)生産性向上のためのインセンティブ、(6)雇用主が負担する年金、中央積立基金(CPF)の拠出金、(7)外国人従業員の解雇、退職または人員整理のために準備する退職一時金の積立金。

以上

【出所: Press Release "Factsheet on Foreign Workforce Policy Announcements at COS 2018" MOM】

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-3332
(大阪) 電話 06-6268-6357